

公務公共サービス労働組合協議会との大臣会見概要

日時：平成23年6月2日（木）16:00～16:20

場所：内閣府本府庁舎2階会議室

出席者： 中野寛成公務員制度改革担当大臣、園田康博政務官
（陪席者）笹島誉行審議官、村山誠参事官以下 計5名
公務労協 中村譲議長以下 計12名

議題：国家公務員制度改革関連四法案の閣議決定に向けての意見交換

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：公務労協）。

● 法案の閣議決定を前に大臣に要請するに先立って何点か申し上げる。

まず、公務員労働基本権の制約は60年間変わらず、この間労働組合からILOに提訴するなど、争議権を含めた労働基本権付与に取り組んできた。その後、民主党を中心とする政権となり、昨年ILO総会で細川厚生労働副大臣（当時）が演説したように、国家公務員制度改革法案が明日閣議決定する段階まで至った。この間、関係者と厳しい議論を重ね法案がまとまったことは、政権交代を強く意義づける出来事である。

また、総務省との交渉で我々が合意したのは、労働基本権の付与と自律的労使関係制度の確立を強く確信したからである。公務員の労使関係の新たな扉が開かれ、お互い後戻りできない。是非、執念を持って法案成立に御尽力いただきたい。その成否は、我々との信頼関係に関わってくる。

その上で、大臣に三点について要請させていただきたい。

第一に、これまで園田政務官をはじめ、この間議論の上で整理してきた課題について、大臣としてもしっかりと受け止めていただきたい。

第二に、法案の今国会での成立に向け、政府として執念を持って全力を挙げて取り組んでいただきたい。国家公務員の給与削減交渉で、政府代表としての片山総務大臣から「政府としては両法案とも提出だけでなく、今国会で同時に成立できるよう努力を尽くしたい」との力強い回答があったが、中野大臣から直接「同時成立に向けて全力を挙げる」旨の決意を伺いたい。

第三に、消防職員への団結権等の付与をはじめ、地方公務員の労働基本権については、国家公務員と同時に国会に提出することになっていないが、それぞれの労働基本権回復が同時に実現するよう、公務員制度改革担当大臣として総務大臣に強く要請し、また協力していただきたい。

○ 公務労協の皆様には、東日本大震災の被災地支援に積極的に御対応いただくなど、日頃より格別の御理解・御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。特に、今回の公務員制度改革関連法案の策定に当たっては、種々の有意義な御意見をいただけてきた。

こうした中、担当大臣を務める私としては、東副大臣、園田政務官はじめ事務方一同も一体となって、公務員制度改革法案の取りまとめに全力を挙げてきたところである。

法案の核心は、国民のニーズに合致した効率的で質の高い行政サービスを実現し、もって国民の信頼を確保するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、人事行政に責任を持つ使用者機関を設置することにより、労使交渉を通じ、自律的かつ積極的に人事・給与制度改革に取り組むことができる制度を築くことにある。

これは60年以上続いてきた第三者機関に依存した勤務条件決定の枠組からの歴史的な転換であり、その重みを改めて皆さんと共有しておきたい。民主的な国家においてあるべき労使関係を構築する取組を進めるといふ歴史認識をしたいと思う。

その上で、中村議長から提起のあった三点についてお答えしたい。

第一に、「争議権の検討に当たっては労側の皆さんと十分協議していくこと」、「給与法等の法律事項と政令事項の振分けについては自律的労使関係制度の下で然るべく交渉していくこと」など御指摘の点については、これまでの経緯を踏まえ、担当大臣として、しっかりと受け止めた。

第二に、自律的労使関係制度を措置するための公務員制度改革関連法案と、御指摘の給与削減法案については、明日6月3日の閣議において同時に閣議決定される予定であり、政府として両法案の成立を目指していく方針である。

第三に、消防職員の団結権等をはじめ地方公務員の労働基本権の問題については、総務省において関係労使の御意見を伺いつつ、鋭意検討が進められているものと理解しているが、公務員制度全体として整合性をもった改革が実現するよう、今後とも総務大臣はじめ総務省政務三役と緊密に連携してまいりたい。

私としては、まずは明日6月3日の閣議において公務員制度改革関連法案の国会提出を決定した上で、国会において、速やかに審議の上、成立させていただけるよう、執念をもって最大限努力してまいりたい。

新たな制度の下で、労使が真摯に向き合い、円滑かつ効率的な交渉を通じて時代の要請に応えていかなければならない。公務に働く皆さんとともに、新たな制度を築き上げていく所存であることを申し上げて、担当大臣としての回答としたい。

- 大臣に一点確認させていただく。給与削減法案の先行だけは絶対にあり得ないことは、連合からも指摘しているところであるが、改めて大臣から明確な見解をいただきたい。
- 消防職員の団結権、地方公務員の労働基本権について回答があったが、総務省所管の件と認識しているが、できるだけ早い段階の関係法案の策定及び国会提出に向け、調整をお願いしたい。

- 同時決着を前提として、執念を持って努力することを総務大臣とも確認している。国会に対しても働きかけていきたい。

消防職員の団結権については、労働法の哲学になぞらえて言えば、団結権が全ての労働者にあることを前提として考えるべきものと認識しており、努力してまいりたい。

- 大臣からの強い決意を伺うことができた。公務員制度改革法案については、必ず成立していただくようお願いしたい。

また、消防職員を含む地方公務員の労働基本権問題についても、国家公務員と同時に実施できるようお願いしたい。

60数年にわたり制約された公務員の労働基本権の回復について、国民の意識と乖離しないよう判断・決断し、その自覚の下に責任を持って仕事をするべく我々も努力するので、大臣はじめ政府にも御尽力いただきたい。